

前橋まちなかアート助成

【応募要項】

応募期間：2019年6月1日（土）～6月30日（日）

※17:00 必着

アート前橋ではこれまで、前橋まちなか文化祭（通称：まちフェス）、めぶくフェス（アート部門）において、まちなかで活動されている芸術文化団体のみなさまへの助成を実施してきました。おかげさまで、多様な文化の担い手となる方たちのまちなかにおける活動が増える環境が整いつつあります。

今年度も昨年度に引き続き、芸術活動に主軸をおく団体・個人を支援する制度として「前橋まちなかアート助成」の公募を行います。9月30日（月）～10月27日（日）の期間中に、中心市街地及びその周辺で実施する芸術文化に関連する企画を広く募集します。

事業目的

- ・市民が様々な芸術文化に触れる機会の創出
- ・まちなかで活動する芸術文化団体等への活動支援及び相互の交流機会の創出
- ・まちなかの回遊性の向上によるにぎわいの創出

お問い合わせ

当事業、応募方法などについてご質問のある方は、お気軽にご連絡ください

事務局：アート前橋（担当：五十嵐、塚）

時間：10:00～18:00

住所：〒371-0022 前橋市千代田町 5-1-16

E-mail：machinakaarts2019@gmail.com

前橋中心市街地で開催する企画を募集します！

1 応募期間

2019年6月1日（土）～6月30日（日）17:00 必着

2 応募方法及び提出先

（応募方法）

定められた応募用紙に必要事項を記入し、印刷・押印したものを実行委員会事務局へ持参または、郵送により提出してください。また、以下のメールアドレスへデータを郵送してください。なお、補足の資料がある場合は、併せて提出してください。提出していただいた書類等は原則返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

（提出先）

〒371-0023 前橋市千代田町 5-1-16

アート前橋 前橋まちなかアート助成 担当宛

（データ送付先）

machinakaarts2019@gmail.com

3 応募条件

以下のすべての条件に該当すること。

- (1) 実施事業に関する広報物等を制作し、事業実施 1 か月前までに 300 部を提出すること（必須）。
- (2) 広報物には必ず「前橋まちなかアート助成 採択事業」の表記をすること。
- (3) 市内での活動実績が3年以上あること。
- (4) 今後も継続した活動が見込まれること。
- (5) 当該事業の目的を理解し、これに沿った事業内容を実施する団体であること。
- (6) 9月30日（月）～10月27日（日）の会期中に中心市街地で事業を実施すること。
- (7) 団体の構成員の内、最低1名の方は、8月中ならびに11月中に開催される参加者ミーティング／参加者交流会に出席すること。

※採択団体決定後に日程調整を行います。

- (8) 事業の準備、実施及び撤去にいたるまでを責任もって遂行すること。
- (9) 事業の実施に際しては、安全に配慮し、必要に応じてイベント保険等に加入すること。
※イベント保険等の加入については、前橋市社会福祉協議会(027-232-3848)、又はお近くの保険代理店にお問合せください。
- (10) 団体の構成員に18歳未満の未成年者がいる場合は、事前に保護者の同意を得ること。なお、保護者の同意を得た場合であっても、群馬県青少年健全育成条例を遵守すること。
- (11) 事業終了後1ヶ月以内、または11月15日(金)までに、定められた様式による報告書(事業の実施状況がわかる写真5枚以上(jpeg)を添付し提出。また、写真をメールに添付しデータにて提出。)、収支決算書等(領収証(写)を添付)を提出すること。
- (12) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 宗教の教義及び信者の教化育成等に関するもの
 - イ 政治上の主義を推進・支持又はこれに反対することを目的とするもの
 - ウ 特定の公職(衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職)の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦・支持又はこれに反対することを目的とするもの
 - エ 暴力団又はその構成員の統制の下にあるもの
 - オ 公序良俗に反するもの

4 説明会

2019年6月14日(金) 18:00~19:00 中央公民館504学習室 アーツ前橋スタジオにて説明会を開催します。

※会場が変更になりました。(6月7日更新)

5 選考

応募のあった企画のなかから、審査会において選考します。選考の結果は7月中旬までに連絡します。なお、選考結果に関する問い合わせにはお答えできません。

6 参加団体への支援内容

選考に通った団体に対し、下記の内容の支援を行います。

(1) 助成金の交付

各応募企画の事業予算額の5分の4を助成し、最大で15万円の助成金を交付します。(例：事業予算額 18.75 万円の場合、15 万円の助成金交付、自己負担額 3.75 万円)

助成金申請額は1万円から応募可能です。なお、交付は口座振込によるものとし、所定の様式による報告書（事業の実施状況がわかる写真5枚以上を添付）、収支決算書等（領収証原本を添付）の提出後に行われる実行委員会の審査後（12月末～1月中旬頃）になります。

次に該当する経費については事業経費対象外となります。

- ① 対象期間以外に行う事業のみに掛かる経費
- ② 構成員の日当、謝礼
- ③ 物品等の販売を行う場合の原材料費、仕入れ代等
- ④ 当該事業の実施にあたって、直接的な関係性がないと判断されたもの。

次に該当する経費については助成の対象外となります。(※事業経費として計上は可能です。)

- ① 構成員の飲食代、事業の打ち合わせにかかる交通費、駐車場代等
- ② 当該事業終了後も使用が可能な備品や機材等で、購入金額が1万円以上のもの。
- ③ 領収証の原本の添付がされないもの。また、領収証の原本が添付されている場合でも次に該当する領収証は助成の対象外となります。
 - ・日付が本実行委員会の助成金交付決定日以前のもの
 - ・購入品目等が不明のもの。(購入品目の記載がない場合は、レシート等を併せて添付すること。)
 - ・領収印のないもの

他の助成金、チケット収入や入場料を同事業に予定している場合、助成申請額から差し引かれます。

(2) 事業参加者同士の交流機会の創出

事業参加者同士の交流を目的とした集いを開催します。

(3) 企画に関する相談受付

各団体が実施する企画について、内容や運営、会場の選択などに関する相談にのります。お気軽にご相談ください。

7 その他

会場の確保等については、参加団体で行ってください。

■助成金計算例

【入場料／参加費をとらない事業】

■申請時

助成額 10 万円+自己負担額 2.5 万円=事業予算額 12.5 万円

■事業終了後／決算時

① かかった経費が少ない場合

総事業費 10 万円=助成額 8 万円+自己負担額 2 万円

⇒助成額減 (2 万円) +自己負担額減 (0.5 万円)

② かかった経費が多くなった場合

総事業費 15 万円=助成額 10 万円+自己負担額 5 万円

⇒自己負担額が 2.5 万円増／助成額決定後の増額ができません

【入場料／参加費をとる事業】

■申請時

入場料見込み 2 万円+助成額 10 万円+自己負担額 2.5 万円=14.5 万円

※【入場料見込み=収入】は助成対象経費から差し引かれるため、12 万円分の助成金を取得するための事業とみなされます。その金額の 5 分の 1 の自己負担が 2.5 万円となります。

■事業終了後／決算時

① 入場料が少なかった場合 (入場料収入 1 万円)

総事業費 13.5 万円⇒5 分の 4 助成となるため、

助成額 10.8 万円 +自己負担 2.7 万円となるが、助成額決定後の助成金の追

加はできないので、

総事業費 14.5 万円＝助成額 10 万円+自己負担額 3.5 万円+入場料 1 万円

② 入場料が多かった場合（入場料 3 万円）

総事業費 14.5 万円－入場料 3 万円＝11.5 万円

11.5 万円の 5 分の 4 助成となるため、助成金 9.2 万円+自己負担額 2.3 万円

③ 入場料が少なく、かかった経費が少なかった場合

総事業費 12.5 万円－入場料収入 1 万円＝助成対象経費 11.5 万円

助成対象額 11.5 万円⇒5 分の 4 助成となるため、

助成額 9.2 万円 + 自己負担 2.3 万円となります。

総事業費 12.5 万円＝助成額 9.2 万円+自己負担額 2.3 万円+入場料 1 万円

④ 入場料が多く、経費も多くかかってしまった場合（入場料 3 万円）

総事業費 16.5 万円－3 万円＝13.5 万円

13.5 万円の 5 分の 4 助成となるため、助成金 10.8 万円+自己負担額 2.7 万

円となるが、助成額決定後の助成金の追加はできないので、

助成金額 10 万円+入場料 3 万円+自己負担額 3.5 万円